平成２３年（フ）第７８０号
栃木県河内郡上三川町天神町20番地９、前住所栃木県下野市花の木３丁目５番16号
債務者　小林　国男
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　雄大
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１９号
栃木県宇都宮市細谷町787番地２
債務者　小川　　憲
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂場加奈子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６号
川崎市高津区溝口１丁目22番31号　川原荘201、前住所川崎市高津区上作延1122番地２県公社住宅11―1131
債務者　大小田忠彦
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種村　　求
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
川崎市多摩区菅３丁目11番39号
債務者　中村　　稔
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月14日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
岐阜市北鶉４丁目18番地１　ノースクワイル４―102
債務者　淺野　康子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月３日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３６１号
茨城県つくば市島名4436番地（香取台Ｂ57街区１）ガレリアヴェール1322号、前住所茨城県桜川市真壁町亀熊2003番地15
債務者　柴山　光則
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門井　節夫
4　破産債権の届出期間　平成24年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月24日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３７５号
広島市東区上温品１丁目15番６号
債務者　藤井　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８６号
神戸市兵庫区神田町26番５号、従前の住所神戸市中央区楠町１丁目９番６号
債務者　端村　友美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊元　　啓
4　破産債権の届出期間　平成24年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２３号
北海道旭川市神楽岡６条５丁目６番12号、住民票上の住所北海道旭川市神楽岡５条６丁目１番16号
債務者　佐藤　理奈
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月30日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２４号
北海道旭川市神楽岡６条５丁目６番12号、住民票上の住所北海道旭川市神楽岡５条６丁目１番16号
債務者　佐藤　圭一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月30日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９号
北海道旭川市東光18条７丁目３番20号
債務者　佐々木靖文
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月６日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２号
北海道旭川市東光９条９丁目１番21号ワイステラⅣ101
債務者　丸田ひとみ
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月６日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６号
北海道旭川市永山４条４丁目１番６号コーポケンコウⅢ102号
債務者　日下　順次
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月30日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６４３号
福岡県糸島市神在919番地３
債務者　宮﨑　博子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　昌孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部